

都市計画決定等に係る意見書に対する見解書

26平ま政第149号  
平成26年（2014年）8月1日

平塚市長 落合 克宏



都市計画の案の 名 称	平塚都市計画道路の変更 3・4・9号倉見大神線 3・4・10号ツインシティ大神線
----------------	--

意見の要旨	見 解
A氏 別紙1、2のとおり	A氏 別紙1、2のとおり

意見の要旨	見 解
<p>ツインシティ整備計画は、東海道新幹線の新駅誘致を目指す寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ平塚市大神地区とを新たな橋で結び、一体的な都市整備をしようという構想である。しかしながら、現状では大神地区の都市計画のみが先行し、寒川地区の都市計画および新駅誘致は全く進捗していない。寒川地区の都市計画と新駅誘致の見通しが全くついていない現状では、ツインシティ整備計画の実現は困難であり、実質、大神地区のみのシングルシティ整備計画となっている。このような状況下で、寒川町倉見地区と平塚市大神地区を結ぶ道路および新橋を建設する必要性はなく、その根拠もない。大神地区の都市計画では、129号線から寒川町行政界までの3・4・9号倉見大神線が計画されているが、上記理由から、寒川町行政界からツインシティ大神地区土地区画整理事業エリア外を結ぶ道路は不必要であり、この部分を都市計画決定案から除外すべきである。</p>	<p>神奈川県及び神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会（以下「期成同盟会」という。）が、平成14年4月に「ツインシティ整備計画」を策定して以降、神奈川県、平塚市、寒川町、それぞれの地区の住民や地権者が協働してツインシティのまちづくりの検討を進めてきました。まず、本市においては、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の検討が進んでいること、また、新東名高速道路やさがみ縦貫道路などの周辺道路網の整備が進んでいることから、土地区画整理事業、新橋を含んだ倉見大神線などの都市計画手続きを同時に進めています。一方、寒川町においては、現在も継続して検討されているまちづくりの都市計画手続きに先行して、新橋を含んだ倉見大神線やその接続先となる県道相模原茅ヶ崎線などの都市計画手続きが進められています。このように、神奈川県、平塚市、寒川町は連携して、ツインシティ計画の早期の実現を目指しています。</p> <p>新幹線新駅の誘致については、期成同盟会会長の神奈川県知事をはじめ、会員各市町の首長などにより、JR東海に対して寒川町倉見地区への新幹線新駅の誘致活動を継続して行っています。JR東海は新駅設置の要望に対して、リニア中央新幹線の開業後は新駅設置の余地が高まると表明するとともに、新駅設置の判断材料として新駅誘致地区の都市形成を挙げており、ツインシティのまちづくりを進めることが、新駅誘致を前進させることになると考えています。今後も、期成同盟会が一丸となって、神奈川県などとともに、新駅誘致の実現を目指していきます。</p> <p>新橋を含んだ倉見大神線については、「ツインシティ整備計画」や神奈川県の交通施策に関する部門別実施計画である「かながわ交通計画」の道路部門の実施計画となっている「改定・かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、ツインシティ計画の一体的なまちづくりに寄与するだけでなく、県の広域交通ネットワーク形成にも寄与する施設となります。また、ツインシティ大神地区は、本市の北の核としてさがみ縦貫道路や新東名高速道路へのアクセス性を活かした産業や業務機能の集積を目指しており、さがみ縦貫道路へのアクセス性を確保する上でも必要な施設となります。</p>

意見の要旨	見 解
<p>仮に、除外できないのであれば、製造会社の工場を迂回するように計画変更をすべきである。製造会社は長期的な観点で投資をしており、想定外の工場移転に伴う休業やビジネス機会の損失および生産設備の陳腐化などのリスクは非常に高く、投資の回収もできずに存亡の危機に陥ることは明らかである。</p>	<p>「ツインシティ整備計画」の策定後、新橋については、整備予定者である神奈川県において道路の位置やルートの検討が進められてきました。道路の位置やルートについては、新橋と交差する相模川、JR相模線やさがみ縦貫道路といった施設との位置関係を考慮して、交通管理者や関係機関との協議を経て、現在の位置やルートとなっています。</p> <p>この道路の位置やルートについては、これまでの間、神奈川県ホームページや普及啓発パンフレットによる周知が行われてきました。また、平成22年に神奈川県が実施した環境調査結果の説明会や都市計画の手続きに先行して平成25年6月22日に実施された「(仮称) ツインシティ橋に係る地権者説明会」などで平塚市民や利害関係者に対して説明がされてきました。</p> <p>これらを受け、本市では、都市計画の原案を作成し、原案説明会などで皆様に内容を周知し、都市計画原案の縦覧や公聴会で意見を求めながら、今回の都市計画の案を作成したものとなります。そのため、本案のとおり都市計画変更の手続きを進めていきます。</p>